

改正

令和5年4月25日告示第117号

伊達市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等災害によるブロック塀等の倒壊事故を防止し、安全なまちづくりを推進することを目的として、本市内の避難路沿道等に存する倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去を行う者に対し、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）及びこの要綱により、市が予算の範囲内で補助金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石等の組積造の塀（門柱、門扉、控壁及び擁壁（土圧を受ける部分）を除く。）で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しているもの
 - イ 昭和56年5月31日以前に工事に着手したもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しているもの
- (2) 避難路沿道等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市の地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けられた避難路（通学路を含む。）の沿道
 - イ 市の地域防災計画に位置付けられた避難地に隣接する敷地

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、避難路沿道等に存するブロック塀等の所有者、賃借者又は管理者であって、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 市税等を滞納していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体及び法人
 - (2) ブロック塀等を自ら撤去する者又は既に撤去した者
 - (3) 公共事業の補償の対象となるブロック塀等の撤去を行う者
 - (4) 販売を目的として整地や建物解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う者
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (6) ブロック塀等の一部を撤去する者

(補助対象工事)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の撤去又は建替え

- (2) 同一敷地内において過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象ブロック塀等の撤去を建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する業者が行うもの
- (4) 造成工事又は建物解体工事に伴う撤去工事でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の3分の2の額とし、10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画（実績）書兼収支予算（決算）書（様式第1号）
- (2) 撤去場所の位置図
- (3) ブロック塀等の構造、長さ、高さ及び厚さを表した図面
- (4) ブロック塀等の安全性確認書（様式第2号）
- (5) ブロック塀等の着手前写真
- (6) 工事費の見積書の写し
- (7) 建替えの場合は、設置する塀等の図面
- (8) 申請者が所有者以外である場合は、当該工事に係る所有者の同意書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（実績報告書）

第7条 規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画（実績）書兼収支予算（決算）書
- (2) 工事完了写真
- (3) 撤去した廃棄物の処分報告書の写し
- (4) 工事費の請求書及び領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月25日告示第117号）

この告示は、公布の日から施行する。